

株式会社立病院について

1. 株式会社が病院経営に参入した場合の弊害について

株式会社は、事業活動により生じた利益を株主に還元することが本質であり、新たな経営主体として参入した場合には、

- (1) 医療費の高騰を招くおそれがあること
- (2) 経営戦略、不採算等による撤退等により、事業の継続性が担保されないこと
- (3) 既存の医療法人制度との整合性を欠くこと（剰余金の配当禁止・附帯事業の制限等）等の懸念がある。

2. 既存病院の過剰診療・採算性の高い分野への集中の傾向の有無について

既存の株式会社立は、本体企業の従業員の福利厚生を主たる目的とし、営利を本来目的としていないため、営利目的で行おうとするものと同列に論じることができない。

3. 既存株式会社立病院の配当の有無

先般62の株式会社立病院について開設目的、経営状況等につき調査したところ。

そのうち、医業収益、医業外収益及び特別収益の合計(a)、医業費用、医業外費用及び特別損失の合計(b)及びその差(a-b)については55病院の担当者から回答があった。

それによれば、a-bについては34病院がマイナス、21病院がプラスとなっているが、

各病院の経理は、1病院を除き特別会計における区分経理がなされずに本社一括計上となっており、各病院では病院分の数字を整理作成する必要があったこと

各収益・費用の項目に記入されているものは、統一的な基準に従って整理されているものではなく、各病院の担当者の判断によって整理されているために、必ずしも比較可能とは言い難いこと（例えば本社で一括して管理している借入金の償還や利息の処理、土地・建物の取扱いなど）

今回の調査では本社において一括計上している法定準備金や公租公課等を把握することができず、病院の経営状況の評価に必要な数値が反映されていないこと

などから、a-bの数字の状況をもって株式会社立病院の経営状況の評価することはできず、配当の有無についても一概に判断することはできないと考えている。

4. 親会社があることのメリット（各病院からの回答による）

親会社からの土地・建物・資金・人材等の提供を得やすい
本社企業の「ブランド」に基づく社会的信頼を得やすい